

令和7年度

行政監査結果報告書

【生産品の売払業務に関する事務について】

令和8年2月

高知県監査委員

目 次

第1	監査の概要	
1	監査の種類	1
2	監査の対象	1
	(1) テーマ	
	(2) テーマ選定理由	
	(3) 監査対象機関	
3	監査の着眼点（評価項目）	1
4	監査の実施内容	2
	(1) 一次調査	
	(2) 二次調査	
5	監査の実施期間	2
第2	監査の結果	
1	生産品の売払業務に関する規定について	2
2	生産品の売払収入及び主な生産品について	2
3	生産品の生産目的について	7
4	生産品の生産計画について	7
5	生産品の売払いについて	9
6	現金の取扱いについて	16
7	生産品の保管について	18
第3	意見	
1	売払代金の納付について	19
2	現金の受領について	19
3	金融機関への現金の払込みについて	19

行政監査結果報告書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 199 条第 2 項の規定により、高知県監査委員監査基準（令和 2 年高知県監査公表第 7 号）に準拠し監査を実施したので、行政監査の結果を次のとおり報告する。

第 1 監査の概要

1 監査の種類

法第 199 条第 2 項の規定に基づく行政監査

2 監査の対象

(1) テーマ

生産品の売払業務に関する事務について

ここでいう「生産品」とは、高知県財産規則（昭和 39 年高知県規則第 19 号）第 63 条第 1 項第 4 号で定める「生産品及び収穫物」であり、農業、林業及び水産業に関する試験研究機関において生産又は収穫した物品、県立学校の実習授業において生産又は収穫した物品のほか、原材料を加工して使用できる状態にした物品などが該当する。

(2) テーマ選定理由

県の試験研究機関や学校では、試験研究や実習等で生産した生産品を売り払って県の収入にしている。生産品の売払業務の中には、現金を取り扱う事務もあり、高知県会計規則（平成 4 年高知県規則第 2 号）等に基づいた適正な取扱いが求められる。

また、生産品の売払業務においては、生産品の管理や売払価格の設定等を含む一連の事務について、3E（経済性・効率性・有効性）の観点からも、適切な執行が求められる。

そこで、生産品の売払いや管理状況等を監査することで、今後の適正かつ効率的な事務の確保に資することを目的として、監査を行う。

(3) 監査対象機関

令和 6 年度において生産品の売払収入の実績があった 26 機関を対象とした。

3 監査の着眼点（評価項目）

主な着眼点は次のとおりとした。

- (1) 事務処理は適正に行われているか
- (2) 売払価格の設定は適切か
- (3) 売払形態は適切かつ効率的であるか
- (4) 売払代金の取扱いは適正に行われているか
- (5) 生産品の管理は適切に行われているか

4 監査の実施内容

(1) 一次調査

令和6年度において生産品の売払収入の実績があった機関に対し、生産品の売払業務に関する項目を記載した「一次調査票」により回答を求めた。

(2) 二次調査

一次調査の結果を踏まえ、詳細な調査が必要な機関を選定し、生産品の管理状況を現地で確認するとともに、関係者へのヒアリング等を行った。

5 監査の実施期間

令和7年6月から令和8年2月まで

第2 監査の結果

1 生産品の売払業務に関する規定について

生産品の売払業務に関する事務処理は、高知県会計規則、高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号）、高知県財産規則及び高知県会計事務処理要領（平成19年4月1日付け19高会企第3号）に沿って処理するほか、出先機関にあつては、高知県生産品等事務取扱要領（平成4年3月10日付け3出第255号）に沿って処理している。また、これらに加え、4機関が独自に要領等を策定している。（表1）

表1

独自で要領等を策定している	4	15.4%
独自で策定したものはない	22	84.6%

農業技術センター（果樹試験場及び茶業試験場を含む。）では、高知県農業技術センター一種苗配付規程（平成3年4月高知県告示第204号の4）を策定しており、同規程の中で、農業技術センターにおいて生産した稲、麦類、大豆、雑穀類の種子、野菜、花きの種苗、果樹の穂木及び茶樹の苗木を県内の農業者又は生産者団体に配付するときの基準を定めている。

畜産試験場では、物品（動物）の管理に関する内規（平成24年7月1日制定）を策定しており、畜産試験場で生産した牛及び豚について、生産品の定義を定めている。

2 生産品の売払収入及び主な生産品について

(1) 生産品の売払収入について

監査対象機関における生産品の直近3か年における売払収入の実績は次のとおりである。令和6年度の収入は約3億円で、前年度に比べ2,100万円余の増、前々年度に比べると4,700万円余の増となっている。これは、畜産振興課における土佐あかうし受精卵産子の売払収入が前年度に比べ1,600万円余の増、前々年度に比べ3,200万円余の増

となったことなどによるものである。(表2)

表2

(単位：千円)

機関名	生産品売払収入			主な生産品
	R 6	R 5	R 4	
農業振興部	110,870	81,040	67,444	
畜産振興課	45,891	29,374	13,657	土佐あかうし受精卵産子
農業大学校	18,275	15,768	15,400	キュウリ、ナス、ピーマン トマト
農業担い手育成 センター	11,526	8,300	7,527	キュウリ、ナス、ピーマン
農業技術センター	13,489	10,083	10,010	ナス、キュウリ、ピーマン
農業技術センター 果樹試験場	7,974	5,235	6,348	ユズ、ハウスミカン、露地ミカン
農業技術センター 茶業試験場	638	790	738	荒茶、生葉、苗木
畜産試験場	13,076	11,489	13,764	肥育豚、子牛、種卵、鶏卵
林業振興・環境部	6,603	2,989	2,676	
林業環境政策課	1,045	—	—	間伐材、作業道の支障木
木材増産推進課	5,558	2,989	2,676	林業用種子、旧採穂園の支障木
水産振興部	104,111	101,773	102,451	
水産業振興課	103,745	101,617	102,451	アユ放流種苗、アユ中間種苗
水産試験場	366	156	—	ブリ
教育委員会	78,620	93,075	80,045	
嶺北高等学校	531	523	516	スイートコーン、マリーゴールド
高知農業高等学校	22,144	25,237	22,608	生乳、間伐材、プレスハム
高知追手前高等学校 吾北分校	632	962	763	パンジー、白菜苗

機関名		生産品売払収入			主な生産品
		R 6	R 5	R 4	
教育 委 員 会	春野高等学校	6,529	6,684	5,803	シクラメン、米、パンジー
	高知海洋高等学校	10,796	19,741	15,905	マグロ油漬け缶詰、メバチ
	窪川高等学校	1,947	2,638	2,339	シクラメン、球根ベゴニア
	禰原高等学校	750	821	713	パンジー、ニチニチソウ
	四万十高等学校	1,398	1,475	1,179	スイートコーン、キムチ
	幡多農業高等学校	31,524	32,686	28,216	豚肉、生乳、プレスハム
	山田特別支援学校	543	489	570	タマネギ、ニンニク、ワゴン
	山田特別支援学校 田野分校	81	84	62	皿
	高知若草特別支援学校	17	26	46	玉ねぎ、リーフレタス、大根
	日高特別支援学校	330	517	355	惣菜、菓子、キュウリ
	日高特別支援学校 高知みかづき分校	1,194	1,031	838	パン、ケーキ、名刺
	中村特別支援学校	203	160	132	椅子、大根、ハンカチ
計	26 機関	300,205	278,877	252,616	

(注) 千円未満を四捨五入しているため、計が一致しない場合がある。

(2) 主な生産品について

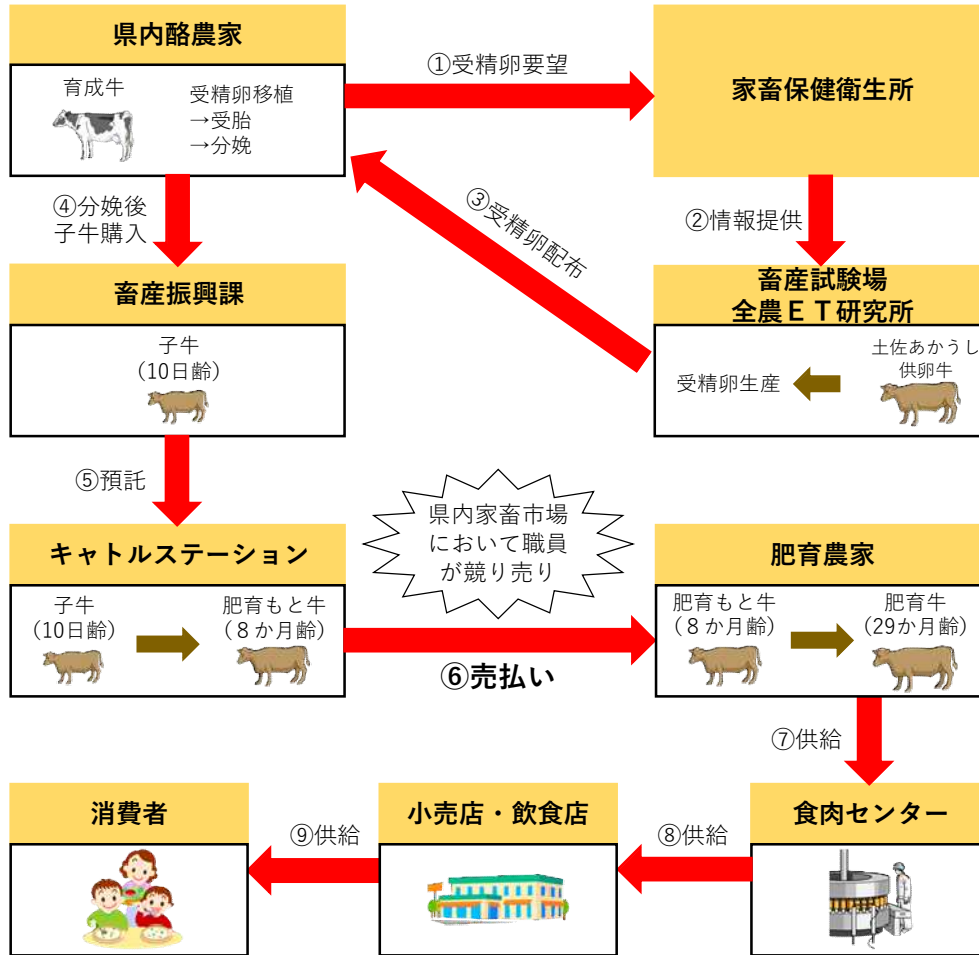
ア 農業振興部

畜産振興課では、土佐あかうしの生産体制の強化を図るため、土佐あかうしの受精卵産子を生産し、肥育農家に販売している。(図1)

農業大学校、農業担い手育成センター及び各試験研究機関では、野菜、花き、果樹、茶、畜産物など様々な農作物を生産している。

図 1

■土佐あかうし生産・供給の流れ（土佐あかうし受精卵移植促進事業）



イ 林業振興・環境部

林業環境政策課では、令和6年度高知県立甫喜ヶ峰森林公園展示林整備工事の施行に伴い発生した間伐材や、当該工事の作業道の開設に伴い発生した支障木の商品価値が高いと認められることから、当該間伐材及び支障木の販売を香美森林組合に委託し、高知県森林組合連合会と香美森林組合が共同運営する木材共販所で競り売りしている。

木材増産推進課では、成長の優れた苗木等の生産拡大を図るため、県が保有する従来の採穂園を新たに採種園として整備している。これに伴い、支障となっていた立木について、売払いが可能と認められることから、当該支障木の販売を高知県森林組合連合会に委託し、同連合会の木材共販所で競り売りしている。また、苗木生産者の需要に応じるための林業用種子の採取を高知県種苗緑化協同組合に委託し、委託料に県の事務費相当額を加算した金額で同組合に販売している。

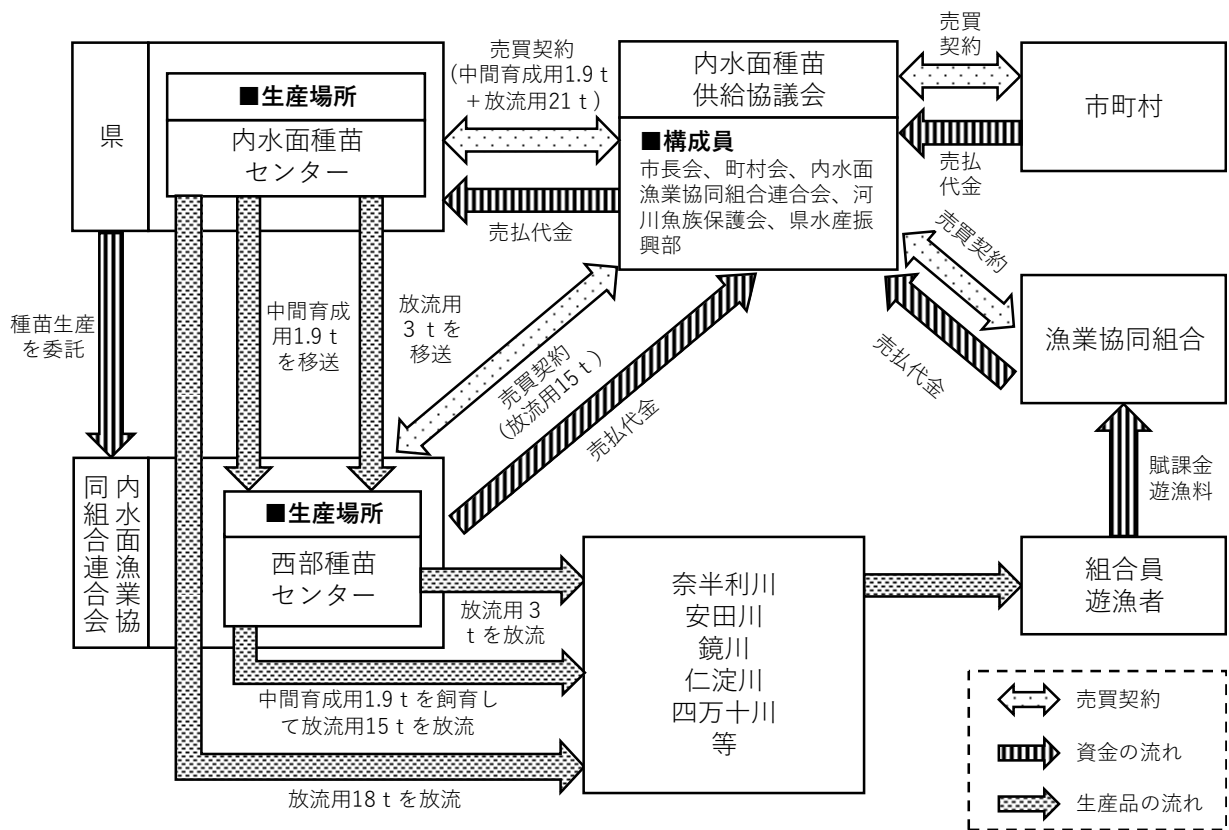
ウ 水産振興部

水産業振興課では、市町村や漁業協同組合（以下「漁協」という。）の需要に応じて、アユ種苗生産委託事業により、放流用のアユ種苗 21 トンの生産を高知県内水面漁業協同組合連合会（以下「内水面漁連」という。）に委託し、生産に要した単価で高知県内水面種苗供給協議会（以下「協議会」という。）に放流用のアユ種苗 21 トンを販売している。（図 2）

水産試験場では、試験研究のためマダイ、メジナ、ブリなど様々な水産物を飼育しており、このうちブリを販売している。

図 2

■アユ種苗生産・供給の流れ（アユ種苗生産委託事業）



エ 教育委員会

県立学校のうち高知海洋高等学校では、実習船（土佐海援丸）で捕獲した漁獲物やその加工品等を生産して販売し、その他の県立学校では、実習授業において野菜、花き、果樹、茶、畜産物などの農作物やその加工品を生産して販売している。また、特別支援学校では、農作物の生産のほか、椅子や皿など様々な工芸品を生産して販売している。

3 生産品の生産目的について

生産品を生産する目的を大別すると、実習授業、試験研究、産業育成があげられる。実習授業を目的としているのは農業大学校、農業担い手育成センター及び各県立学校の17機関、試験研究を目的としているのは農業技術センター、果樹試験場、茶業試験場、畜産試験場及び水産試験場の5機関、産業育成を目的としているのは畜産振興課、農業担い手育成センター、農業技術センター、茶業試験場及び畜産試験場の5機関である。

その他、林業環境政策課における県有林の整備、木材増産推進課における林業用種子の苗木生産者への販売、水産業振興課におけるアユ種苗の放流など、生産目的は多岐にわたっている。(表3)

表3

実習授業	17
試験研究	5
産業育成	5
その他	4

(注) 複数の生産品を生産する機関においては複数回答となっているため、回答の総数は回答機関数と一致しない。表4、表5、表8、表10、表11及び表17において同じ。

4 生産品の生産計画について

(1) 所属における生産計画

計画を立てて生産している機関が23機関、計画を立てずに生産している機関は5機関であった。林業環境政策課における県有林の整備に伴い発生した間伐材及び作業道開設に伴い発生した支障木の販売や、木材増産推進課における県有地の旧採穂園における支障木の販売については、生産計画の策定になじまないと認識している。(表4)

表4

前年度末までに立てている	17
当年度当初に立てている	6
立てていない	5

(2) 生産した後の取扱い

生産品を生産した後の取扱いについて確認したところ、生産段階では全ての機関が全部又は一部を売り払うこととしている。(表5)

表5

全て売り払うこととしている	17
一部を売り払い残りは処分することとしている	10
全て処分することとしている	0

(注) 処分とは、調査試験を行ったもの、試食したもの、廃棄したもの等をいう。

(3) 一部を売り払い残りは処分する理由

農業振興部における試験研究機関では、出荷規格外であるものや試験研究用に使用したもの、農薬を使用したものは販売対象とはならない。

水産試験場では、令和6年度末現在において、試験研究のためマダイ、メジナ、ブリ、カワハギ、マハタ及びシマアジを飼育しており、この中で、ブリについては食材として人気があり、同試験場でもまとまった尾数を飼育していることから、2年連続の販売実績がある。一方、マダイについては試験を行った結果変形やへい死が増加したため、売払いが困難であると判断したとのことであった。また、カワハギ、マハタ及びシマアジについては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた後、養殖対象種の拡大に向けて試験的に飼育していたが、高水温や病気によりへい死や異常が見られたため、場内で廃棄している。

なお、県立学校では、生産品の一部を味見するため生徒が試食することがあるほか、成長不良により商品価値が低く、売払いが見込めない生産品については廃棄している。

(表6)

表6

機関名	処分する理由
農業担い手育成センター	<ul style="list-style-type: none"> ・出荷規格外のものは市場へ出荷できないため ・実証試験に使用して傷んだため
農業技術センター	<ul style="list-style-type: none"> ・一部を試験研究の調査に使用しているため ・出荷規格外のものは市場へ出荷できないため ・食味、内容成分、乾物重測定など、破壊調査の必要なものがあるため ・種苗登録申請前の品種を用いた場合は、規則上、販売できないものがあるため ・試験目的で未登録薬剤を使用したものは出荷できないため
農業技術センター 果樹試験場	<ul style="list-style-type: none"> ・農薬試験等を行ったものは、農薬取締法（昭和23年法律第82号）の規定により出荷できないため ・出荷規格外のものは市場へ出荷できないため

機関名	処分する理由
農業技術センター 茶業試験場	購入希望者に苗木を配付した後、苗木が一定数残るため
畜産試験場	<ul style="list-style-type: none"> ・出荷規格外のものは市場へ出荷できないため ・破損品及び古い在庫品は、売払いが見込めないため ・一部は場内や県内農家で試験研究用や事業用（後継牛生産等）に使用するため
水産業振興課	成長不良の種苗が一定数生じるため
水産試験場	変形、病気等により、明らかに売払いができないため
構原高等学校	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒が試食するため ・成長不良により売払いが見込めないため
幡多農業高等学校	調査試験、生徒試食、校内美化、採種用に利用するため
中村特別支援学校	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒が試食するため ・成長不良により売払いが見込めないため

5 生産品の売払いについて

(1) 生産品の売払単価の設定方法

スーパーやJAなどの販売店における市場価格を調査し、その相場を参考に価格を設定している機関が多く見られた。ただし、県立学校においては、販売店に陳列している商品と比較し、品質が劣ると認められる場合は安価で設定している。

また、特別支援学校における工芸品については、原材料価格を基に価格を設定しており、茶業試験場における苗木や木材増産推進課における林業用種子などについても同様であった。なお、買取販売の場合にあっては、売払いの相手方と協議し、双方合意のうえで価格を決定しており、委託販売の場合にあっては、価格の設定を受託業者に委ねている。(表7)

表7

機関名	売払単価の設定方法
畜産振興課	市場において競り売りするため未設定
農業大学校	<ul style="list-style-type: none"> ・委託販売分は、市場において競り売りするため未設定 ・直売分は、市場価格を参考に設定

機関名	売払単価の設定方法
農業担い手育成センター	<ul style="list-style-type: none"> ・ J A出荷分は、J Aの買取希望価格に設定 ・ 須崎青果出荷分は、市場において競り売りするため未設定
農業技術センター	<ul style="list-style-type: none"> ・ 青果物及び花きは、市場において競り売りするため未設定 ・ 玄米は、J Aの買取希望価格に設定 ・ 水稲種子（原種）は、毎年12月開催の県内水稲種子価格決定会議で決定
農業技術センター 果樹試験場	市場において競り売りするため未設定
農業技術センター 茶業試験場	<ul style="list-style-type: none"> ・ 荒茶価格はJ Aが、生葉価格は池川茶業組合がそれぞれ他府県などの市場価格を参考に設定 ・ 苗木価格は、生産にかかる経費と他県の販売価格を参考に設定
畜産試験場	<ul style="list-style-type: none"> ・ 凍結精液は、相手方との契約単価で設定 ・ 子牛は、市場において競り売りするため未設定 ・ 特産鶏及び種卵は、種類ごとに毎年譲渡価格等を設定 ・ 鶏卵は、出荷日翌日に高知新聞に掲載される鶏卵価格（大阪鶏卵J A全農たまご調べ）の加重平均価格で設定 ・ 肥育豚は、市場において競り売りするため未設定
林業環境政策課	市場において競り売りするため未設定
木材増産推進課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 種子は、種子の採取に要する経費を基に設定 ・ 支障木は、市場において競り売りするため未設定
水産業振興課	協議会と協議した上で単価を設定
水産試験場	通常の市場流通にはあまり適さない魚体サイズであるため、尾数や時期等を勘案し、契約の相手方と協議した上で単価を設定
嶺北高等学校	販売店において市場価格を調査し、品質、規格等を考慮して設定
高知農業高等学校	<ul style="list-style-type: none"> ・ 肉加工品は、原材料価格、調味料、包装代及び光熱費を基に設定 ・ 鶏卵は、飼料費、維持費及び包装パック代を基に設定 ・ その他の生産品は、販売店（スーパー、ホームセンター、良心市、ネット通販等）において市場価格を調査し設定

機関名	売払単価の設定方法
高知追手前高等学校 吾北分校	他校や市場価格を参考に設定
春野高等学校	前年度に作成する予算要求資料に基づき価格を設定
高知海洋高等学校	市場価格を調査し、原材料費、実習品であることを考慮して、黒字になるように設定
窪川高等学校	販売店（ホームセンター、J Aの産直市、スーパーなど）において市場価格を調査し設定
禰原高等学校	販売店において市場価格を調査し、品質、規格等を考慮して設定
四万十高等学校	販売店において市場価格を調査し、品質、規格等を考慮して設定
幡多農業高等学校	販売店（インターネット、量販店、道の駅など）において市場価格を調査し、品質、規格、原材料等を考慮して設定
山田特別支援学校	<ul style="list-style-type: none"> ・農耕は、市場価格を参考に設定 ・農耕以外は、原材料価格を参考に設定
山田特別支援学校 田野分校	<ul style="list-style-type: none"> ・使用している粘土の使用量や、制作する皿の難易度を基に設定 ・市場価格を参考に、それよりも安価になるように設定
高知若草特別支援学校	市場価格、社会情勢を考慮し、昨年度までの価格を勘案して設定
日高特別支援学校	販売店において市場価格を調査し、品質、規格等を考慮して設定
日高特別支援学校 高知みかづき分校	<ul style="list-style-type: none"> ・パン・ケーキ・焼き菓子・ドリンク等は、生徒が販売しやすいよう価格を統一し、規格に満たない場合は、商品によって価格を変更 ・名刺等は、原材料に加工賃を加えて価格を設定
中村特別支援学校	販売店において市場価格を調査し、品質、規格等を考慮し、生徒が販売しやすい価格に設定

(2) 生産品の売払形態

試験研究機関では大別すると、生産品を業者に売り払う、市場で競り売りしてもらうよう業者に委託するの2通りであった。なお、畜産振興課では職員が自ら市場へ参加し、土佐あかうしを競り売りしている。

一方、県立学校では大別すると、行事やイベント会場で対面販売する、地域住民や給食業者など購入希望者に随時販売するの2通りであった。ただし、高知海洋高等学校の漁獲物に関しては、業者に売払いを委託している。(表8)

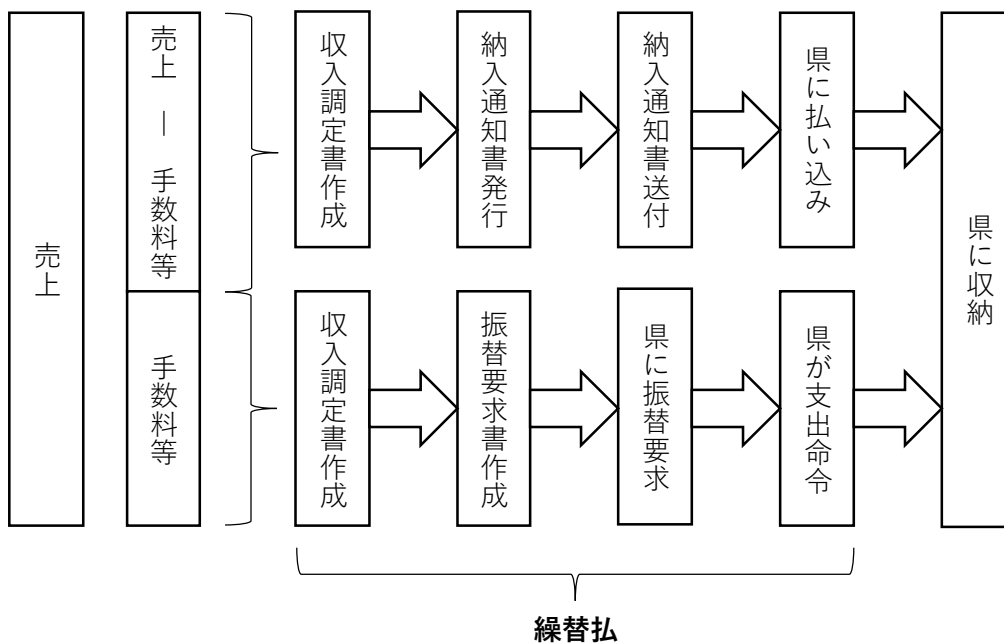
表8

生産品を業者に売り払う	5
生産品の競り売り等を業者に委託する	10
行事やイベント会場で対面販売する	14
購入希望者に随時販売する	18
職員が自ら市場へ参加し競り売りする	1
ふるさと納税の返礼品に用いる	1

生産品の競り売りを業者に委託する場合、契約の相手方に手数料等を支払う必要がある。例えば、林業環境政策課における県有林の整備に伴い発生した間伐材及び作業道開設に伴い発生した支障木の販売については、高知県森林組合連合会木材共販運営規程に基づき、共販手数料、はえ積料及び協力金(以下「手数料等」という。)を負担しているが、これらの経費は契約の相手方に直接支払うのではなく、高知県会計規則第63条の規定に基づく繰替払の方法で処理している。(図3)

図3

■事務の流れ



(3) 業者の選定方法

生産品を業者に売り払う、又は生産品の競り売りを業者に委託する場合の業者の選定に当たり、特別の理由により単独の業者を選定する機関が10機関、複数の業者から選定する機関が2機関であった。(表9)

表9

単独の業者を選定	10	83.3%
複数の業者から選定	2	16.7%

(注) 表8において、5機関が「生産品を業者に売り払う」を選択し、10機関が「生産品の競り売りを業者に委託する」を選択しているが、3機関が双方を選択していることから実質12機関となる。

林業環境政策課における県有林の整備に伴い発生した間伐材及び作業道開設に伴い発生した支障木の販売や、木材増産推進課における県有地の旧採穂園における支障木の販売については、運搬や積卸しに要する経費の負担を軽減するため、現場から最も近隣に存在する高知県森林組合連合会やその系統の木材共販所において競り売りを行うことから、同所を運営する団体を選定している。

また、木材増産推進課における林業用種子の販売については、苗木の生産から出荷までを一括管理できる業者が高知県種苗緑化協同組合以外にないことから、同組合を選定している。

水産業振興課における放流用のアユ種苗の販売については、「アユ等の内水面種苗の生産に関する協定書」に基づき、アユ等の内水面関係種苗の安定的な生産、供給を図ることを目的に設立した協議会を選定している。

なお、生産品を業者が買い取る、又は生産品の競り売りを業者に委託する場合は、全ての機関が契約書を作成している。

(4) 売払代金の納付方法

行事やイベント会場で対面販売する機会が多い県立学校では現金による納付が多く、業者との取引が多い試験研究機関では納入通知書による納付が多い傾向にあった。

(表10)

表10

現金	17
納入通知書等	27

(5) 売払代金を納付する時期

生産品を引き渡した後に納付する機関が最も多く、生産品を引き渡す前に納付する

機関は少なかった。市場等で競り売りしてもらうよう業者に委託する場合は、購入希望者に生産品を引き渡した後、受託業者が県に納付している。(表 11)

表 11

生産品を引き渡す前	5
生産品の引き渡しと同時	16
生産品を引き渡した後	23

高知県財産規則第 93 条第 1 項の規定によると、売払代金は生産品を引き渡す前に納付させなければならないことになっている。

また、同条第 3 項の規定により、国、他の地方公共団体及び法令による公団その他の公法人並びに公益事業を営む法人に物品を売り払う場合、災害救助に必要な物又は伝染病予防に必要な薬品等急速に売り払う必要がある物品を売り払う場合、このほか、管理上の都合により、急速に売り払う必要がある物品を売り払う場合において、買受人が売払代金を一時に納付することが困難であると認める場合は、国債その他確実な担保を提供させ、利息を付して、1 年以内の延納の特約をすることがあるとされているが、そのような措置を行っている機関は見られなかった。

ただし、同規則第 95 条の規定により、第 93 条第 3 項に規定する場合において、特に担保を提供させることが必要でないと認める場合、又は利息を付することが適当でないと認める場合は、同項の規定にかかわらず、担保の提供を免除し、又は利息を付さないことがあるとされているが、水産業振興課を除き、施行伺の中で担保の提供を免除する理由や利息を付さない理由を記載している機関は見られなかった。

水産業振興課における放流用のアユ種苗の販売については、同項第 3 号の規定を適用して、納期限を種苗の最終納入日から 10 か月以内と定めており、その理由は次のとおりとしている。

契約の相手方である協議会は、多数の市町村や漁協に種苗を販売しているが、生産した種苗の放流は、種苗の成長度合いや河川の状況等を勘案しながら順次行うため、販売開始から終了まで長期間を要する。また、小規模の漁協では、種苗購入の財源を遊漁料収入に依存しており、遊漁券販売を委託している釣具店等からの販売代金の回収が漁期終了後の 10 月から 12 月となることから、延納特約が不可欠であるとのことであった。

また、協議会は、県内の市町村や漁協に種苗を配布する目的で、県、市町村を代表する市長会、町村会の公的機関や、種苗生産を担う内水面漁連等で設立された団体であること、協議会の種苗配布事業は利益を目的としておらず、県からアユ種苗を購入し、同額で県内市町村や漁協に配布することから、転売差益が発生しないことを理由に担保の提供を免除し、利息を付していない。

(6) 生産品を売り払うための販売促進やPR活動

県立学校では、生産品を売り払うための販売促進・PR活動を積極的に行っていた。しかしながら、生徒の減少により大量生産ができないため、チラシ等の配布を校内や近隣地域にとどめる県立学校も見られた。一方、試験研究機関では、販売促進・PR活動はほとんど行われていなかったが、茶業試験場では苗木販売の公告をホームページに掲載している。(表12)

表12

機関名	販売促進・PR活動
農業大学校	「農大祭」や「農大ショップ」の開催をホームページに掲載している
農業技術センター 茶業試験場	苗木販売の公告をホームページに掲載している
嶺北高等学校	文化祭(「嶺高祭」)や近隣地域のイベント等で生産品を販売し、農業実習活動の内容等のPR活動を行っている
高知農業高等学校	<ul style="list-style-type: none"> ・校内における生徒販売については、チラシの配布やホームページへの掲載による事前告知を行っている ・校外イベントについては、ホームページに掲載している ・機会があるごとに生徒が商品の説明や魅力を発信している
高知追手前高等学校 吾北分校	のぼりの設置や電話による受注を行っている
春野高等学校	<ul style="list-style-type: none"> ・年3回程度、農作物などを売る「ショップ花時計」を開催している ・「産業教育イベント」など各種イベントで販売している
高知海洋高等学校	<ul style="list-style-type: none"> ・学校での大きなイベントについては、近隣地域に折込チラシを入れている ・近隣の商業施設等には、生徒等が作成したポスターを掲示し、ホームページでの告知も行っている
窪川高等学校	SNS(学校公式インスタグラム)への投稿や学校の掲示板により、販売していることをPRしている
四万十高等学校	<ul style="list-style-type: none"> ・町内回覧板に、販売中の写真などを掲載している ・地域のイベント(「もりだばマルシェ」等)に積極的に出店し、実習販売で生徒が地域の方や企業に直接販売している

機関名	販売促進・PR活動
幡多農業高等学校	<ul style="list-style-type: none"> ・実習販売を行う際にはInstagramで事前告知し、「はたのう市場」の際にはホームページ、Instagram、チラシなどで宣伝している ・校内販売（学校行事）以外での街頭販売やイベントへの参加を積極的に行っている
山田特別支援学校	<ul style="list-style-type: none"> ・地域のチャレンジショップや市役所ホールを借りて販売している ・高知新聞山田堺販売所の協力のもと、1,500世帯にチラシを配布している
山田特別支援学校 田野分校	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒作業班にてPR用のチラシを作成し、ふるさと納税や販売会にて配布している ・地域のイベントにPRポスターを掲示している
日高特別支援学校 高知みかづき分校	販売日程を学校前に掲示及びホームページに掲載し、営業日には目印となるのぼりを立てたり、学園祭等のイベントにはチラシを作成し、生徒自らが近所へポスティングしている
中村特別支援学校	生徒が生産・制作した品物（野菜、木工、縫工、陶芸等）の販売会「中特市」を令和5年度から始めており、保護者、地域、関係機関等に案内するため、四万十市の広報誌、フリーペーパー「はたも〜ら」、学校のホームページに掲載している

6 現金の取扱いについて

(1) 売払代金を実際に現金で受領する者

農業大学校及び県立学校 15 機関では、実習授業で生産した生産品を行事やイベント会場で対面販売する、又は近隣地域の住民に直接販売する際、現金取扱員に任命された教員が現金を受領している。そのうち9機関は、実習授業の一環として生徒が受領している。

生徒が現金を受領する際には、現金取扱員に任命された教員が立ち会っている県立学校がほとんどであるが、高知農業高等学校では、教職員が同行せずに生徒が受領している実態があった。市役所や公民館などの公共施設において地域住民に直接販売する際、生徒同士が班に分かれて訪問販売することから、現金取扱員が全ての班に同行するのは不可能であるとのことであった。(表 13)

表 13

出納員	4
現金取扱員（事務職員）	3
現金取扱員（教員）	16
生徒	9

（注）表 10 において、「現金」を選択した 17 機関が対象であるが、複数回答となっているため、回答の総数は回答機関数と一致しない。表 14、表 15 及び表 16 において同じ。

（2）受領した現金の保管場所

受領した現金は、事務職員が在席する事務室の金庫で保管する機関が多く、教員が在席する職員室の金庫で保管する機関は少なかった。（表 14）

表 14

事務室の金庫	16
職員室（教員）の金庫	3

（3）受領した現金を金融機関に払い込む者

出納員が不在である 3 機関を除き、生産品の売払代金を現金で受領した後は出納員に引き継ぎ、出納員が金融機関に向いて払い込んでいる。なお、出納員が当日不在である場合は、現金取扱員に引き継ぎ、当該職員が払い込んでいる。

しかしながら、嶺北高等学校及び高知追手前高等学校吾北分校では、金融機関の窓口終了時刻までに払込みができなくなるおそれがある場合、金融機関への払込みを現金取扱員に任命されていない会計年度任用職員に依頼することがあるとのことであった。（表 15）

表 15

出納員	14
現金取扱員（事務職員）	11
現金取扱員（教員）	1
会計年度任用職員	2

（4）受領した現金を払い込む時期

原則として、現金を受領した日に金融機関に払い込んでいるが、夕方以降に受領した場合は、受領した日の翌日（当該翌日が金融機関の休日である場合は翌営業日）に払い込んでいる。なお、県立学校では、土曜日及び日曜日に文化祭等のイベントを開催することがあり、その場合は月曜日及び火曜日を振替休日としていることから、金融機関に払い込む日が水曜日になることがあるとのことであった。（表 16）

表 16

受領した日	1 6
受領した日の翌日以降	1 4

7 生産品の保管について

(1) 生産品の保管場所

農業大学校、農業担い手育成センター及び各試験研究機関並びに県立学校では、生産品の保管に必要な様々な施設を有しており、これらの施設で保管している。ただし、農作物を収穫した日に即日販売する場合は保管していない。

畜産振興課では、土佐あかうしを飼育預託先農場（土佐町及び中土佐町）の牛舎で保管している。

林業環境政策課及び木材増産推進課では、立木伐採後、高知県森林組合連合会やその系統の木材共販所で保管している。

水産業振興課では、種苗生産委託先の内水面漁連の管理の下、県が保有する内水面種苗センターで保管している。

(2) 盗難対策

予冷庫など生産品を建物で保管している機関は施錠をしている。ただし、露地栽培については特に対策を行っていない。

(3) 売れ残った生産品の処理

生産品を全て売り払う予定であっても、結果的に売れ残ることがある。その場合、廃棄している機関が最も多かったが、長期間の保存が可能な生産品は翌年度に繰り越している。(表 17)

表 17

関係者が購入している	6
翌年度に繰り越している	8
廃棄している	1 0
その他	3

畜産振興課の土佐あかうしについては、売れ残った場合翌年度に繰り越している。一部の県立学校では、売れ残った花きを校内美化のために活用している。また、特別支援学校では、売れ残った工芸品を教員が購入しており、それでも売れ残った場合は翌年度に繰り越している。

第3 意見

監査の結果、生産品の売払業務に関する事務について、おおむね適正に処理されていることが認められた。

しかしながら、一部の機関において下記のとおり不適切な事務処理が見られたので、事務の改善を図るよう努められたい。

1 売払代金の納付について

多くの監査対象機関では、生産品の引渡し後に売払代金を納付させているが、国債その他確実な担保を提供させ、利息を付して延納の特約をしている機関はなかった。

また、担保の提供を免除し、又は利息を付さないことについて、その根拠及び理由を施行伺に記載しているのは1機関のみであった。

高知県財産規則第93条第3項の規定に基づき生産品の引渡し後に売払代金を納付させる場合は、国債その他確実な担保を提供させ、利息を付することとされている。

また、上記の場合において、同規則第95条の規定により、特に担保を提供させることが必要でないと認めるとき、又は利息を付することが適当でないと認めるときは、担保の提供を免除し、又は利息を付さないことができる。これらの規定を踏まえ、適切な事務処理を行われたい。

2 現金の受領について

高知農業高等学校では、生産物の販売において生徒に現金を受領させる際に、現金取扱員が同行していなかった。

「高知県生産品等事務取扱要領」の一部改正について（平成31年4月1日付け31高会計第3号会計管理局長通知）においては、生産品の実習販売時の対応として、現金取扱員である教職員が売払担当職員として同行するよう示されていることから、適切な事務処理を行われたい。

3 金融機関への現金の払込みについて

嶺北高等学校及び高知追手前高等学校吾北分校では、現金取扱員に任命されていない会計年度任用職員が金融機関への現金の払込みを行っていた。

高知県会計規則第35条第3項及び第5項の規定により、金融機関への現金の払込みを行うことができるのは出納員又は現金取扱員に限られていることから、適切な事務処理を行われたい。